



安全報告書



2022

国登録有形文化財「小田拱橋」(新居～西大手間)



伊 賀 市
(第三種鉄道事業者)

目 次

1. ご利用の皆様及び市民の皆様へ	1
2. 安全に関する基本的な方針	2
3. 安全重点施策	2
(1) 安全輸送の確保	2
(2) 施設・車両保守の確実な実施	2
4. 輸送の安全確保のための取り組み	2、3
(1) 令和3年度に実施した主な工事等	2、3
(2) 安全対策	3
5. 安全管理体制	4
6. 安全報告書への意見募集	5

1. ご利用の皆様及び市民の皆様へ

伊賀鉄道伊賀線に対しまして、日頃からご利用、ご支援をいただき、誠にありがとうございます。

2017（平成29）年4月1日から、本市が第三種鉄道事業者として鉄道施設（伊賀線16.6km）を保有し、伊賀鉄道㈱が第二種鉄道事業者として運行を担う、公有民営方式に移行して5年が経過しました。

伊賀線は、伊賀市の都市構造の骨格を形成する軸として位置づけられており、乗り継いでどこにでも出かけることが出来る公共交通機関は、通勤や通学、通院、買物など、学生や高齢者をはじめとする方々の交通手段としてなくてはならないものです。

2020（令和2）年度には、公共交通の拠点・観光の玄関口である忍者市（上野市）駅の駅舎や桑町跨線橋等の建造物が国の登録有形文化財に登録されました。これは、百年を超える伊賀線の持つ歴史の重みが認められたことにほかならないことと考えております。

新型コロナウイルスについても、引き続き感染拡大の防止を図り安心してご利用いただけるよう伊賀鉄道㈱と連携し、お客様の感染防止対策に取り組んでいきます。

本報告書は、鉄道事業法に基づき、伊賀鉄道の輸送の安全確保のための取り組みや、安全の実態についてまとめたもので、利用者の皆様へ広くご理解をいただくために作成、公表するものです。

皆様からの声を輸送の安全に役立てたく、ご意見等をいただければ幸いです。

2022（令和4）年9月
伊賀市長 岡本 栄

2. 安全に関する基本的な方針

市長以下関係職員は、安全第一の意識を持って事業活動を行える体制の整備に努めるとともに、鉄道施設及び職員を総合活用して輸送の安全を確保するための管理の方針その他事業活動に関する基本的な方針（安全方針）を次のとおり定めています。

安全方針	運転の安全の確保に関する省令（昭和 26 年運輸省令第 55 号）第 2 条に規定する綱領（運転安全規範綱領）に則り、みんなで協力して安全レベルのさらなる向上を目指します。
------	--

【運転安全規範綱領】

- 一）安全の確保は、輸送の生命である。
- 二）規程の遵守は、安全の基礎である。
- 三）勤務の厳正は、安全の要件である。

3. 安全重点施策

（1）安全輸送の確保

伊賀鉄道㈱と連携して、安全輸送の確保に努めます。

（2）施設・車両保守の確実な実施

伊賀鉄道㈱に施設・車両の保守点検業務を委託し、確実な保守管理を実施します。

（3）異例事態に対する対応力の強化

伊賀鉄道㈱と連携して、台風等の自然災害や施設・車両の事故・故障等、異例事態への対応力を強化します

4. 輸送の安全確保のための取り組み

安全方針及び安全重点施策に基づき、列車の安全運行を図るとともに、お客様の安全を確保するために実施した主な取り組みを記載します。

（1）令和 3 年度に実施した主な工事等

①車両の重要部検査と更新

車両（1 編成 2 両）の重要部検査（定期検査）、VVVF 装置の部分更新（1 両）、SIV 装置、整流器の部分更新（各 1 両）、車輪の取替（1 両 8 箇所）

②信号保安設備の更新

踏切遮断機 3 台、A T S 装置（自動列車停止装置）6 箇所、踏切継電器 60 台、踏切機器 8 台

③保安通信設備の更新

列車無線装置（基地局機器 1 台、直流電源装置 1 台）の更新

④線路設備の更新

PCまくら木（コンクリートまくら木）への交換 236 本、大盤まくら木（FFU）への交換 23 本、木まくら木の同種交換 96 本、橋まくら木の交換 15 本、レールの同種交換 148.15m、道床改良 17 箇所

⑤電路設備の更新

電車線（架線）同種交換 557m



列車無線装置の更新



道床改良

(2) 安全対策

①月例保守会議

第三種鉄道事業者である本市と、第二種鉄道事業者である伊賀鉄道(株)において、毎月、施設等に係る保守会議を開催し、伊賀鉄道(株)が実施した施設・車両の定期点検等の内容を確認し、適切に管理することにより、事故・トラブルの防止に努めました。

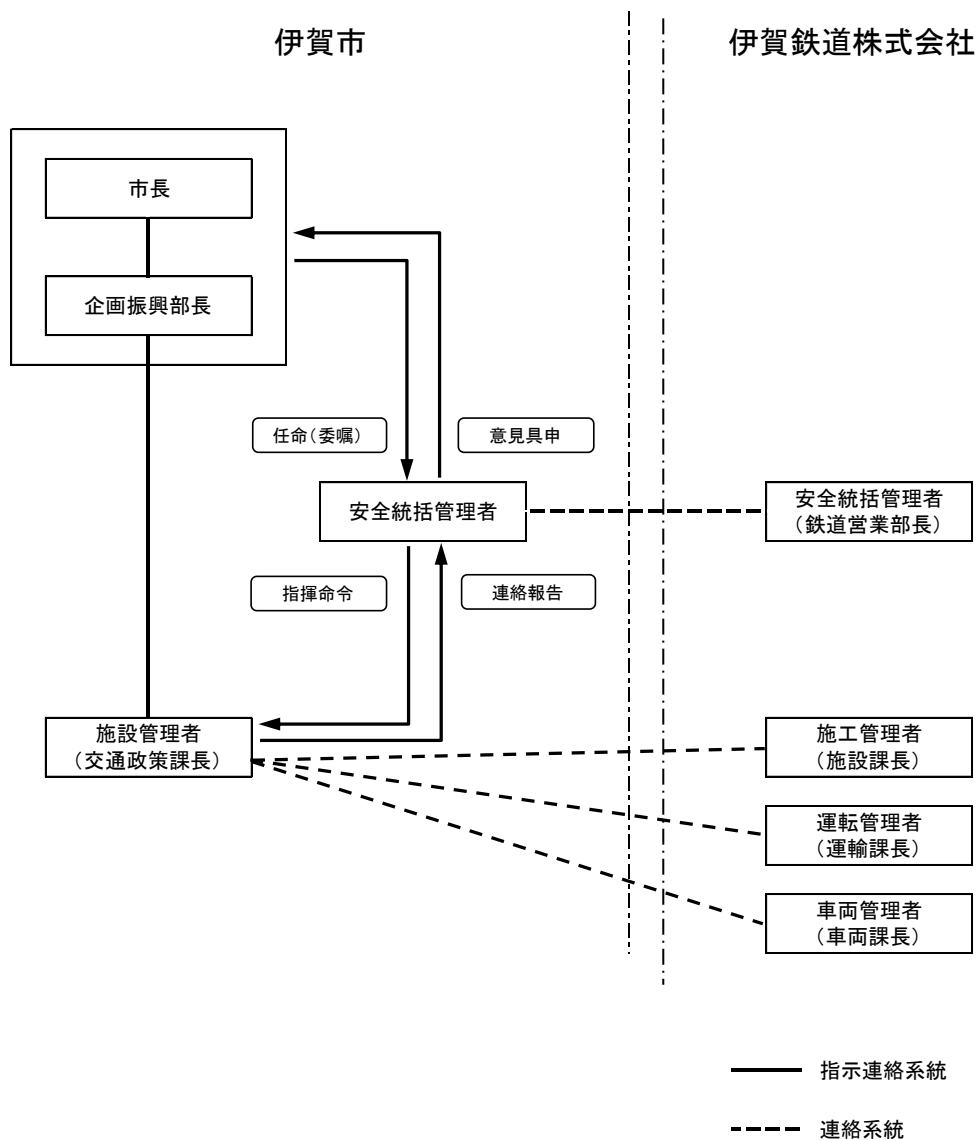
②定例会議

第三種鉄道事業者である本市と、第二種鉄道事業者である伊賀鉄道(株)において、四半期ごとに経営に係る定例会議を開催し、伊賀鉄道(株)から直近の輸送状況及び経営状況の報告を受け、本市からは、伊賀市地域公共交通網形成計画に基づく各種施策の実施状況の報告を行い、列車の安全運行や利用者の安全確保を図るための情報共有や、利用促進策の検討等を行いました。



5. 安全管理体制

市長をトップとする安全管理組織を下図のとおり構築し、安全統括管理者及び施設管理者等の役割や責任を明確化し、安全確保に係る業務を適切に遂行しています。



【各責任者の役割及び権限】

市長	輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
安全統括管理者	輸送の安全の確保に関する業務を統括する。
施設管理者	安全統括管理者の指揮の下、施設に関する事項を統括する。
企画振興部長	安全統括管理者、施設管理者及び関係部署と連携し、鉄道輸送の安全の確保に必要な予算、要員の措置を行う。

6. 安全報告書への意見募集

平成29年4月に伊賀鉄道伊賀線は公有民営方式に移行し、新たな体制により運行を開始しましたが、市民の皆様のご支援のおかげで、6年目を迎えることができましたことを改めてお礼申し上げます。

地域に愛され、安心・安全で信頼される鉄道を目指すため、安全報告書や鉄道事業の取り組みについて皆様からご意見をいただき、今後に役立ててまいります。



〒518-8501 伊賀市四十九町 3184 番地
伊賀市役所 企画振興部 交通政策課
TEL : 0595-22-9663 FAX : 0595-22-9694
E-mail : koutsuu@city.iga.lg.jp